

令和4年度第9回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年12月8日（木）午後1時33分 から 午後2時24分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稻見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 47 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 48 号 現況確認証明（非農地証明）について

4、報告

報告第 41 号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について

報告第 42 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 43 号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 44 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 45 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第 46 号 非農地判断について

報告第 47 号 遊休農地の発生・解消状況に関する調査結果の報告について

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長

横田 実

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ主任

板橋 淳也

農地調整課庶務調整グループ主任

信田 啓太

農地調整課庶務調整グループ主事

柴山 滉平

6、会議の概要

議長

只今より、令和4年度第9回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名であります。全員出席ですので、会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、菊地課長、板橋主任、信田主任、柴山主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、22番 小野田委員と23番 瀬端委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第46号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号4番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号4番は、3番議席 栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時36分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明申し上げます。

それでは、議案書1ページをご覧ください。議案第46号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年12月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号4番、権利：所有権移転有償、所在：舟生字上木有戸、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積1,779㎡、外1筆、合計2筆、合計面積：3,664㎡、譲渡人又は貸主：水戸市上国井町、譲受人又は借主：筑西市上野、経営面積、渡人：53,287㎡、受人：260,190.99㎡、受人の労力総数及び稼働数、2、2。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号4番について、調査委員の報告をお願いします。

宮崎亨
委員

14番、宮崎が報告します。

この案件は、受人は地域の担い手であり、以前よりこの畑を耕作していたということです。渡人は、農林振興公社ということで問題はないと思いますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第46号、受付番号4番を採決いたします。

議案第46号、受付番号4番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第46号、受付番号4番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3番議席 栗島和子委員の除斥を解きます。

午後1時40分 解除

つづいて、議案第46号、受付番号3番、並びに5番から18番について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、同じく板橋主任よりご説明申し上げます。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。議案第46号、農地法第3条の規定による許可について、令和4年12月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、2番は保留となります。

番号：3番、権利：所有権移転有償、所在：森添島字南宿、登記簿地目：田、現況地目：田、面積2,475㎡、譲渡人又は貸主：筑西市森添島、譲受人又は借主：筑西市上平塚、経営面積、渡人：911㎡、受人：162,185.67㎡、受人の労力総数及び稼働数、4、4。

次のページをお願いします。

5番、所有権移転有償、松原字酒生前、田、田、917㎡、外2筆、合計3筆、合計面積3,220㎡、水戸市上国井町、筑西市松原、53,287㎡、84,471㎡、3、3。

6番、所有権移転有償、小川字松ノ木、田、田、991㎡、外6筆、合計7筆、合計面積4,954㎡、水戸市上国井町、筑西市小川、53,287㎡、138,054㎡、2、2。

7番、所有権移転有償、関本肥土字藤株、畑、畑、3,466㎡、筑西市関本分中、筑西市関本分中、5,263㎡、5,390㎡、1、1。

次のページをお願いします。

8番、所有権移転無償、桑山字五番耕地、田、田、1,417㎡、外5筆、合計6筆、合計面積6,512㎡、筑西市桑山、筑西市桑山、6,512㎡、6,512㎡、1、1。

9番、所有権移転有償、飯島字新堀向、畑、畑、563㎡、外1筆、合計2筆、合計面積861㎡、筑西市飯島、筑西市飯島、85㎡、8,455㎡、1、1。

10番、所有権移転無償、西谷貝字西谷貝、畑、畑、1,131㎡、外2筆、合計3筆、合計面積2,111㎡、筑西市西谷貝、筑西市西谷貝、21,639㎡、21,639㎡、2、2。

11番、所有権移転有償、桑山字拾壱番耕地、田、田、1,031㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,046㎡、筑西市桑山、筑西市桑山、38,234㎡、84,690㎡、4、4。

次のページをお願いします。

12番、所有権移転無償、桑山字拾七番耕地、畑、畑、784㎡、筑西市桑山、筑西市桑山、30,699㎡、84,690㎡、4、4。

13番、所有権移転無償、桑山字拾七番耕地、畑、畑、1,043㎡、筑西市桑山、筑西市桑山、84,690㎡、30,699㎡、3、2。

14番、所有権移転有償、関本上字天神下、畑、畑、987㎡、東京都港区港南、筑西市関本中、4,634㎡、5,455㎡、4、2。

15番、所有権移転無償、五所宮字萩山、畑、畑、6,300㎡、外4筆、合計5筆、合計面積：12,470㎡、筑西市小栗、筑西市小栗、27,878㎡、27,878㎡、1、1、死因贈与。

次のページをお願いします。

16番と17番は土地の交換でございます。

16番、所有権移転有償、玉戸字相ノ田、畑、畑、80㎡、筑西市玉戸、筑西市玉戸、44,615㎡、8,686㎡、2、2。

17番、所有権移転有償、玉戸字相ノ田、畑、畑、80㎡、筑西市玉戸、筑西市玉戸、8,686㎡、44,615㎡、2、2。

18番、所有権移転有償、辻字塚田、田、田、866㎡、外8筆、合計9筆、合計面積9,270㎡水戸市上国井町、筑西市辻、53,287㎡、420,416㎡、2、1。

以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

國府田
喜久男
委員

9番、國府田です。

3番、6番について報告します。まず3番ですが、渡人は、20年位前から耕作しておりませんで、受人の方にずっと貸しているそうです。今回、渡人の方は機械もなく後継者もないので、受人の方に買ってもらうということで成立したそうです。また受人の方は、お母さんの実家が渡人の家でもあり、売買について快諾したというような案件です。問題ないと思います。許可相当だと思います。皆様のご審議をお願いいたします。次に6番です。6番につきましても、受人がず

つとこの土地を耕作していたそうです。公社との売買ではありますが、もう何年も使用しているということからも売買が成立したそうです。この案件につきましても許可相当と思われるので、更なる皆様のご審議をお願いいたします。また先程の3番の案件ですが、事務局にもお伝えしたのですが、連絡先の電話番号が2年位前から使用していないということでした。たまたま近くでしたので自宅を訪問して確認をしたのですが、そのような話がありましたので、これから書類を作成する時には、前も言いましたように、連絡先につきましても書類の不備に入ってしまうので、申請を受付けする時には、確認をしていただきたいと思えます。以上です。

議長

5番をお願いします。

小野田
勝男
委員

22番、小野田が明野地区の申請案件を報告いたします。

11月30日に明野支所で、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、また事務局のご参集をいただきまして、書類の審査をいたしました。まず、書類の不備がなかったことをご報告いたします。それでは、3条の5番の案件をご報告いたします。受人さんは、大規模農家の方でありまして、渡人さんは、県の公社というようなことで、何ら問題はないと思えますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上。

議長

7番をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

7番をご報告申し上げます。譲渡人と譲受人は、直線距離にして300m位しか離れていない同集落に住んでいる方同士です。譲受人は、飼育乳牛業をやっている方で、大きくかなりの頭数を飼っている方なのですが、牧草などを作るために譲渡人の土地を以前から作っていました。今回、譲渡人の方が管理ができないということから、所有権移転の話がでて、了承し申請を出されたそうです。申請内容に間違いはありませんので、許可相当かと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

議長

8番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が報告します。

8番と、11番、12番、13番、4件を報告いたします。11月30日に書類審査をいたしまして、その後、それぞれに電話をいたしました。まず8番ですが、渡人受人は、親子関係の間柄であります。今回の申請は、今までは別の農家の方に耕作を頼んでいたようなんですけど、全部返されたということをつきかき、この際、所有権移転をしようということで、今回の申請になりました。許可相当かと思えます。次に11番、12番、13番ですが、11番と12番の受人の方は親子関係であります。この農家は数年前から売買や交換分をし、近い場所に大規模

面積を集めようということで、今回の所有権移転になりました。11番の渡人は、高齢で農家を少し縮小しようということで考えていたところ、受人の方からぜひ売ってくれという相談で、契約が成り立ったようです。12番、13番は、お互い使いやすいように交換をしたということで、許可相当かと思われます。更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 9番をお願いします。

高島敏男 21番、高島です。

委員 案件のナンバー9とナンバー10を報告いたします。まずナンバー9番ですが、受人の宅地の裏にある土地だそうで、渡人の方に確認したところ、譲ってもいいですよとのことで、譲ってもらって野菜を作ると言っていました。またナンバー10番ですが、渡人の親の面倒をよく見てくれたと、ありがとうという意味合いで、旦那さんの方から奥さんの方に贈与したそうです。ですから夫婦間ですよ。いずれにしても28日にこの2件の申請の書類審査をした結果、許可相当と思われますので、皆様の更なるご審議の程、お願いします。以上です。

議 長 14番をお願いします。

栗島和子 3番、栗島です。

委員 14番についてご報告いたします。先月の28日に書類審査を行いました。後日受人、渡人の方に電話で確認いたしました。渡人の方は遠方にいまして、管理が難しい状態でした。また受人の方の梨畑は、両脇も別の方の梨畑で出入口がなく、今までは、申請地の手前の畑を借りて出入りしていたそうです。これからは、スムーズに出入りできるとのことでした。問題ないかと思われますが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 15番をお願いします。

稲見 8番、稲見です。

くに子 委員 15番について報告します。11月30日、書類審査を行いました。後日、渡人の方はもう亡くなられているので受人の方に電話をしたのですが、何度電話をしても出ませんでした。書類を見ますと、渡人が生前に、亡くなる前に、受人の方に渡すという話があったと死因贈与契約書に書かれておりましたので、書類に不備もなく許可相当かと思われますが、皆様の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 16番をお願いします。

関口均 15番、関口です。

委員 16番、17番について説明いたします。先月28日に書類審査をし、後日、電

話で確認いたしました。16番、17番は交換分合です。電話にて聞いたところ隣接している畑を耕作しやすくするために境界を真っ直ぐにしたそうです。15番、16番共に書類に間違いがないことを確認いたしました。よって当案件は、許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 18番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委員 11月28日、関城支所におきまして、書類審査を行いました。後日、電話で受人に確認をいたしました。この土地は、以前から受人が耕作していたそうです。持主が、旦那さんが亡くなりまして、奥さんの名義になったのですが、奥さんも高齢で、いらぬから買ってくださいということで、公社を通しての売買になったそうです。受人は地元の担い手、人・農地プランに位置づけられた方ですので問題ないと思われませんが、皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第46号、受付番号3番、並びに5番から18番を採決いたします。

議案第46号、受付番号3番、並びに5番から18番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第46号、受付番号3番、並びに5番から18番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第47号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 それでは、信田主任よりご説明申し上げます。

信田主任 議案第47号、農地法第5条の規定による許可について、令和4年12月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番は保留となります。

2番、権利：使用貸借権、所在：東石田字東台、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：89 m²、譲渡人又は貸主：筑西市東石田、譲受人又は借主：筑西市東

石田、転用事由：自己住宅。

申請地は、県道赤浜上大島線の南側約 281m、県道つくば真岡線の東側約 505 mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内の実家にて両親と祖父母とともに生活しております。現在の住まいが手狭であることから、実家から独立し、隣地である申請地に住宅を建築すべく申請するものです。

3 番、所有権移転有償、飯島字村前、田、田、16 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、事務所併用住宅。

申請地は、筑西市立下館西中の南東側約 618m、国道 50 号線の北西側約 887 mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地近隣にて建設業の法人を営んでいます。今回、業務の拡大により、既存の事務所が手狭になったため、新たに住宅併用の事務所を建築すべく申請するものです。

4 番、所有権移転有償、折本字中山、畑、畑、516 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,074 m²、渡人が 2 名おります。筑西市折本、筑西市折本、広島県広島市西区楠木町一丁目、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道折本駅の北東側約 173m、国道 294 号線の東側約 148mに位置する、300m以内に鉄道駅のある農地の第 3 種農地です。申請者は、市外に本店を置き太陽光発電施設の設置、販売等を行う法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

5 番、所有権移転有償、小栗字下町西、畑、畑、283 m²、筑西市小栗、筑西市小栗、駐車場。

申請地は、筑西市立小栗小学校の西側約 553m、県道岩瀬二宮線の南側約 106 mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、市内でコンクリートの製造販売を行う会社で働いています。現在、会社にて製品の運搬業務を行っており、会社のトラック車両等の保管場所を探していたところ、自宅の隣地所有者との交渉により取得の同意が得られたため、駐車場にすべく申請するものです。

6 番、使用貸借権、猫島字晴明橋、田、田、693 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,020 m²、渡人が 2 名おります。筑西市猫島、筑西市猫島、筑西市丙、一時転用、井戸掘削、許可日から令和 5 年 1 月 31 日まで。

申請地は、県道石岡筑西線の南側約 360m、県道つくば真岡線の東側約 800mに位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。市が計画する専用水道施設整備事業において、地下水の取水可能な量及び水質等を確認すべく、一時転用にて調査用井戸の掘削および揚水試験を実施するものです。

7 番、8 番は同一事業者のためまとめて説明いたします。

7 番、賃貸借権、蓮沼字前原、畑、雑種地、166 m²、筑西市西方、筑西市蓮沼、資材置場。

8 番、所有権移転有償、蓮沼字前原、畑、畑、159 m²、筑西市甲、筑西市蓮沼、資材置場。

申請地は、国道 50 号線の南東側約 960m、県道横塚真壁線沿いに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。申請者は、市内に本店を置き部品製造業を営む法人です。業績が安定しており、既存の資材置場が手狭になってきたことから隣接地を資材置場として取得しようとしたところ、既存の資材置場が無許可であることが判明しました。今回、既存の資材置場を是正するとともに既存資材置場の隣接地に資材置場を新設し一体として利用するため申請するものです。なお始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 2 番よりお願いします。

小野田
勝雄
委 員

22 番、小野田です。
2 番の案件についてご報告いたします。申請地は、市道を挟んで実家が北側にあり、家を建てる所が南に位置する場所でございます、ハウス棟がありまして、そこはすでに宅地になっているとのことでした。そのような中で 89 m²が足りないため、隣にある畑を宅地にしたいということでございました。渡人である受人の祖父にあたる方に、お孫様が近くに来てくれて良かったねとお話をしたところ、本当に良かったよとしみじみと喜んでおられました。許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議、よろしく申し上げます。続きまして 6 番をご報告いたします。この案件は所謂、明野地区に工業団地ができて、その工業団地に供給するのに井戸の掘削や試験を行うための一時転用の案件です。問題ないと思いますが、更なるご審議をお願いします。以上です。

議 長

3 番をお願いします。

関口均
委 員

15 番、関口です。
3 番について説明いたします。先月 28 日に書類審査をし、現地確認を行いました。現地は、南北の細くて狭い所です。東側と北側は、10 a 程の資材置場となっており、その時の境を決める時に、この土地の持主である渡人に話をして、譲ってもらうことにしたそうです。渡人には電話で確認を取り、また受人は電話に出ないので、自宅まで行って間違いのないことを確認いたしました。よって当案件は、許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

大林富子
委 員

11 番、大林です。
4 番について報告いたします。先月 28 日に書類審査及び現地確認調査を実施いたしました。現地は、道路に面していない勾配の先の地続きの畑でしたが、休耕地状態になっておりました。後日、受人渡人それぞれに電話にて確認をしたところ、契約内容に間違いのないとのことでした。書類にも問題なく、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

秋山員宏
委 員

10 番、秋山が報告します。

先月の 30 日に協和地区の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんとで書類審査及び現地調査をいたしました。現況は畑であり、後日、受人渡人に電話で確認いたしましたところ、契約内容に間違いのないことでしたので、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

岩淵進
委 員

6 番、岩淵です。

7 番と 8 番の案件を報告します。先月の 30 日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。まず 7 番の案件ですが、受人は長年町工場を経営しており、現地は何年も前から資材置場として使用されておりましたが、転用許可の申請をされていなかったため、この度、是正申告をしたそうです。すでに賃貸借の契約はしているそうです。また 8 番の案件は、7 番と同じ受人で、資材置場が手狭になったため売買契約を結ぶそうです。受人には現地確認の時に直接お話をお聞きしました。後日、渡人に電話で申請内容の確認をしました。内容に間違いがないとのことなので、書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 47 号を採決いたします。

議案第 47 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 47 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 48 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたしま

す。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主任

それでは、信田主任よりご説明申し上げます。

議案第 48 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 4 年 12 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：直井字大田島、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：416 m²、判定地目：宅地、現況：工場敷地、所有者：筑西市直井。

申請地は、県道筑西つくば線の南東側約 649m、県道石岡筑西線沿いに位置する土地です。昭和 43 年には、農地ではないとして 家屋登記事項証明書 を添付し証明願が出されております。

番号 2 番、一本松字鎌田前、畑、宅地、8.80 m²、宅地、建物敷地、筑西市一本松。

申請地は、筑西合同庁舎の南側約 340m、国道 294 号線の東側約 299mに位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 航空写真 を添付し証明願が出されております。

番号 3 番、深見字西畑、畑、宅地、386 m²、宅地、住宅敷地、筑西市深見。

申請地は、県道石岡筑西線の南側 435m、県道筑西つくば線の北東側 996mに位置する土地です。昭和 54 年には、農地ではないとして 家屋所在証明書 を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

飯泉孝
委 員

4 番、飯泉です。

1 番を報告いたします。先月 28 日に書類審査後に現地を確認してまいりました。この申請地には、もうすでに 50 年位経っている工場が建っておりまして、どう見ても宅地だろうという判断をいたしました。非農地証明の発行に問題はないと思います。皆様方の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。

非農地証明願の 2 番と 3 番を報告いたします。先月の 28 日に書類審査及び現地確認を行いました。2 番におかれましては、現状が宅地の中に 8 m²程の畑の地目が残されたための申請であります。また 3 番におかれましては、地目が畑となっておりますが、雑草が生い茂りまして、その中に住宅がある現状でございます。双方共、非農地証明の発行は可能かと思われませんが、更なる皆様方の審議の程をお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 48 号を採決いたします。

議案第 48 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 48 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、日程第 4、報告第 41 号から第 47 号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

それでは、報告第 41 号から 45 号を菊地課長、46 号、47 号を柴山主事より、ご説明を申し上げます。

それでは 12 ページをお願いいたします。報告第 41 号、農地法第 3 条の規定（公売）による許可報告について、令和 4 年 12 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

許可件数は 1 件です。申請人が買受適格証明書の交付時と、事情が同じでございますので、専決で 3 条の許可書を交付いたしました。

つづきまして、報告第 42 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 4 年 12 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 4 件です。

つづきまして、報告第 43 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、令和 4 年 12 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の農地転用届出です。自己住宅 1 件、貸住宅・車庫物置敷地 1 件 貸家住宅 1 件、資材置場 1 件、合計 4 件です。

つづきまして、報告第 44 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 4 年 12 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。住宅敷地 1 件、葬祭場 1 件 自己住宅 1 件、合計 3 件です。

つづきまして、報告第 45 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 4 年 12 月 8 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のペ

ージをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約6件を含む16件となっております。以上です。

それでは、報告第46号の説明にあたりましては、事前配布しております右上に別紙①と書かれた報告第46号の書類をご用意ください。報告第46号、非農地判断について、令和4年12月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

こちらは、遊休農地等調査において再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになります。先日の現地調査の際に各地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様を確認をいただいた農地を報告しております。非農地判断された農地については、事務局から地権者、法務局、市資産税課、農政課並びに水田農業振興課等の関係機関に通知を發出いたします。報告は以上となります。

つづきまして、報告第47号に移ります。こちらも説明にあたっては、右上に別紙②と書かれた書類をご用意ください。報告第47号、遊休農地の発生・解消状況に関する調査結果の報告について、令和4年12月8日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

農業委員並びに農地利用最適化推進委員の皆様方にご協力いただきました遊休農地等調査の結果をご報告いたします。それぞれについて、田、畑、樹園地を合わせた合計面積と、うち農振農用地区域内の面積について読み上げます。2ページをご覧ください。1番、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（緑区分）、合計面積280,056㎡、農振農用地面積136,643㎡、2番、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（黄区分）合計面積114,147㎡、農振農用地面積65,604㎡、3番、2号遊休農地（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地）合計面積0㎡、農振農用地面積0㎡、4番、耕作の事業に従事するのが不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地、合計面積2,308㎡、農振農用地面積0㎡、5番、再生利用が困難な農地、合計面積80,253㎡、農振農用地面積43,304㎡。すべてを合わせた合計面積が476,765㎡、農振農用地面積245,551㎡となります。前年度に対しての増減は、合計面積111,561㎡の増となっております。なお、5番につきましては月末に行っております申請案件の現地調査の際に地区の農業委員及び推進委員の皆様に変更して現地確認をいただき、農地への復旧不可能と認められれば非農地判断を行っていくこととなります。遊休農地等の明細につきましては、次の3ページから17ページまでをご参考ください。明細につきましての説明は割愛させていただきます。報告は以上となります。

お忙しい中、委員の皆様方におかれましては調査にご協力いただきましてありがとうございます。本47号の書類につきましては、皆様お持ち帰りいただき、引き続き遊休農地の解消指導についてご協力をお願いいたします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和4年度第9回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和4年12月8日

議 長

署名委員

署名委員